

## 植物防疫法施行規則の一部改正案及びオーストラリアから発送されるハス種のアボカドの生果実に係る農林水産大臣が定める基準案の概要

### 1. 現行制度における輸入規制の概要

- (1) 植物防疫法（昭和25年法律第151号）第7条第1項においては、何人も、同項各号に掲げる輸入禁止品を輸入してはならない旨を規定しており、具体的な輸入禁止品として、同項第1号においては、農林水産省令で定める地域から発送され、又は当該地域を経由した植物で、農林水産省令で定めるものを規定している。
- (2) 当該規定を受け、植物防疫法施行規則（昭和25年農林省令第73号。以下「規則」という。）第9条第1号においては、輸入を禁止する地域及び植物を規則別表2に定める旨を規定している。  
現在、オーストラリアから発送され、又は当該地域を経由したアボカドの生果実については、オーストラリアにおいて検疫有害動植物であるチチュウカイミバエ及びクインスランドミバエ（以下「ミバエ類」という。）が発生していることから、規則別表2の1の項及び3の項において、輸入禁止品として位置付けられている。

### 2. 改正の趣旨

- (1) 平成28年、オーストラリアは、我が国に対し、オーストラリア産ハス種のアボカドの生果実の輸入解禁を要請するとともに、チチュウカイミバエはハス種のアボカドの生果実（成熟したアボカドの生果実を除く。）には寄生しないこと及び我が国向けハス種のアボカドの生果実にはクインスランドミバエの無発生地域で生産されたものに限定する旨を主張してきた。
- (2) これについて現地調査を行った上で検討したところ、指定地域（クインスランドミバエが発生していないこと、クインスランドミバエに侵された植物等の移入につき厳重な規制が行われていること等の要件を満たしているとしてオーストラリア植物防疫機関が指定した地区をいう。以下同じ。）内のオーストラリア植物防疫機関が指定した園地で生産され、当該機関が指定したこん包施設でこん包されたハス種のアボカドの生果実であること等を条件に輸入を解禁しても、ミバエ類が我が国に侵入する可能性は無視できるほど低いとの結論に至った。

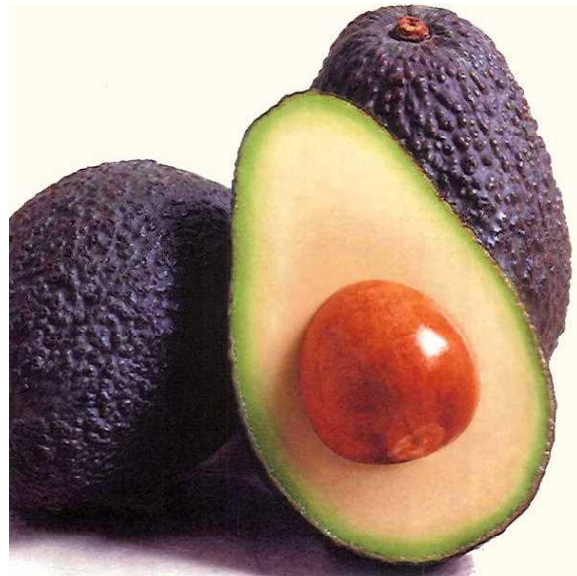
### 3. 改正案等の主な内容

- (1) 規則の一部改正  
輸入禁止品から一定の基準に適合するオーストラリア産ハス種のアボカドの生果実を除くため、規則別表2に付表として「オーストラリアから発送され、他の地域を経由しないで輸入されるハス種のアボカドの生果実であつて、農林水産大臣が定める基準に適合しているもの」を追加する等の所要の改正を行う。
- (2) 告示の制定  
(1)の改正に伴い、輸入禁止品から除くオーストラリア産ハス種のアボカドの生果実に係る基準を新たに制定する（その主な内容は以下に掲げるとおり）。  
<主な内容>
  - ① 指定地域において、クインスランドミバエのトラップ調査及び生果実調査を行うこと。
  - ② 指定地域内のオーストラリアの植物防疫機関が指定した生産園地（指定生産園地）において生産され、かつ、同機関が指定したこん包施設（指定こん包施設）においてこん包されたハス種のアボカドの生果実（成熟したアボカドの生果実を除く。）であること。
  - ③ 当該生果実がミバエ類に侵されていないものであること並びに①及び②について、オーストラリア植物防疫機関による検査及び証明が行われること。

### 4. 今後のスケジュール

公布日：11月中旬（予定）  
施行日：公布日

## オーストラリア産ハス種のアボカドの生果実について



品種： ハス種が主要な品種とされている。

果実： 重さは200～350グラム程度。濃厚な食味。

特徴： 表皮は緑色で非常に厚く硬いが、成熟する前に果皮が赤味又は紫味を帯びた色に変化することが知られている。

生産： メキシコ、インドネシア、ドミニカ共和国等で気候が温暖な地域での栽培が多い。

日本では、四国、九州、沖縄で生産されているが、生産量はごくわずかとされている。

(参考2)

## チチュウカイミバエについて

英名：Mediterranean Fruit Fly

学名：*Ceratitis capitata* Wiedemann

かんきつ類等の生果実の大害虫として知られている。幼虫が果実内部を食害すると腐敗・落果し、ひどい場合には収穫皆無となる。

### 【発生地域】

オーストラリア、ヨーロッパ、中南米、中東、アフリカ、ハワイ等

### 【主な寄主植物】

かんきつ類、さくらんぼ、もも、りんご、なし、ぶどう、パイナップル、マンゴウ、ブルーベリー、なす、アボカド等



(参考3)

## クインスランドミバエについて

英名 : Queensland Fruit Fly

学名 : *Bactrocera tryoni* (Froggatt)

かんきつ類等の生果実の大害虫として知られている。  
幼虫が果実内部を食害すると腐敗・落果し、ひどい場合には収穫皆無となる。

### 【発生地域】

オーストラリア、ニュー・カレドニア、パプアニューギニア等

### 【主な寄主植物】

かんきつ類、さくらんぼ、もも、りんご、なし、パパイヤ、マンゴウ、ブルーベリー、アボカド等

